

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

高知県土佐清水市

2. 参加法人

- ・医療法人 聖真会
- ・医療法人 たんぽぽ清悠会
- ・医療法人 次田会
- ・あしずり岬診療所

3. 理念・運営方針

(理念)

清水令和会は、土佐清水地域に住む誰もが、住み慣れた場所で、自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を具現化し、高知県地域医療構想の確実な実現に寄与する。

(基本方針)

清水令和会は、理念の実現のため、以下の取組みを行います。

- ① 土佐清水地域で効率的かつバランスの取れた医療・介護サービスの提供体制を構築する。
- ② 医療資源の適正配置を行い、さらなる医療介護提供体制の充実及び質の向上を図るとともに、業務の集中化、標準化、効率化の検討を行う。
- ③ 参加法人の経営健全化のため、医療機器、医薬品等の共同購入に関する取組みを行う。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

① 診療、病床機能分担と業務連携

土佐清水地域における高齢化や疾病構造の予測等から、今後必要となる医療提供体制を、行政、医療機関、その他関連する各機関で協議し、効率的で良質な医療提供体制の構築に取り組みます。

② 在宅医療と業務連携

従来より取組みを継続している医療介護連携推進事業をもとに構築できている、医療機関、診療所、行政機関、障害者施設や高齢者施設等との連携を更に強化し、土清水市地域で完結できる医療・介護・福祉の在宅支援に取り組みます。

③ 予防医療の充実

健康診断に関する医療機関を一元化し、効率的で継続可能な検診および健康支援を行うシステムの構築を目指します。特に、高齢化のみならず、妊産婦から看取りまで全てのライフステージに必要な専門職の介入を実践するために、認定看護師や保健師等の専門的アプローチを試み、予防医療の発展

に取り組めます。

④ 参加法人間の職員派遣、共同での人材育成・共同研修

1. 医師を含めた医療スタッフの相互派遣及び相互配置について協議・研究し、限られたマンパワーの偏在を調整し、最も効率的に配置することで、それぞれの施設が担うべき地域での役割を完遂できるように取り組めます。
2. 相互派遣及び相互配置にかかる費用分担について協議します。
3. 各施設で個別に開催している、新人研修、医療安全研修、院内感染防止研修、災害研修等の共同開催を行い、研修内容の質向上及び経費の効率化を図ります。

⑤ 医療機器の共同利用

1. 高額医療機器の共同利用を協議して、重複投資を防止し、参加施設の経営の安定化を図ります。
2. 中央管理によって、医療機器等（輸液ポンプ、シリンジポンプ、呼吸器関連、ネーザルハイブロー、血圧計、AED、経腸栄養等）のレンタル及びメンテナンスの仕組みづくりを行い、コスト削減に取り組めます。

⑥ 医薬品・診療材料等の共同交渉・共同購入

1. 医薬品、診療材料等の取り扱いについて、物流システムを利用することによって情報共有を図り、最適な在庫管理を行います。
2. 参加施設間での仕入れ先及びSKU（Stock Keeping Unit）の見直し、統一を行うことでバイイングパワーを創出し、コスト削減を図ります。

⑦ 委託業務の共同交渉

参加施設での業務委託先の統一を行い、スケールメリットを創出し、コスト削減を図ります。

⑧ 連携業務の効率化

1. ICT（はたまるネット）の活用促進によって患者情報の共有を行い、迅速的確な診療体制を構築します。また重複検査や重複処方を抑制することで、地域の患者さん利益に供します。
2. 外来機能・入院機能等、それぞれの医療機関の特徴・特性を活かすために必要な調整や協議を行い、地域医療を守り続けるために医療の質と経営の質を高めるように取り組めます。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項 なし

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
その際、機能分担・業務連携の双方の観点がそれぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。